

議案第73号

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月26日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市インキュベート施設を廃止し使用料を改定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成25年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の自主的な社会貢献活動の推進、子育て支援、健康増進及び高齢者の自立支援<u>並びに地域の産業活動の支援</u>の各機能を有し、活力ある地域づくりを目指す様々な活動の交流拠点となる複合型施設として、勝山市市民交流センターを設置する。</p> <p>(構成施設)</p> <p>第4条 交流センターは、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 勝山市インキュベート施設</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の自主的な社会貢献活動の推進、子育て支援、健康増進及び高齢者の自立支援_____の各機能を有し、活力ある地域づくりを目指す様々な活動の交流拠点となる複合型施設として、勝山市市民交流センターを設置する。</p> <p>(構成施設)</p> <p>第4条 交流センターは、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

(使用の許可)

第6条 **別表1**に定める会議室及びホール(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(使用料)

第14条 会議室等の1時間当たりの使用料の額は、**別表1**の区分により、使用者から徴収する。

2～5 (略)

第4章 勝山市インキュベート施設

(事業)

第24条 勝山市インキュベート施設(以下「インキュベート施設」という。)は、市長が入居を認めた市内で創業しようとする者若しくは創業間もない起業者に対し、その活動拠点の場を提供することによる支援又は育成を行う。

(使用時間及び休館日)

第25条 インキュベート施設の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) **使用時間** 午前8時30分から午後10時まで

(2) **休館日** 12月29日から翌年1月3日まで

2 市長は、必要があると認めるときは、インキュベート施設の使用時間又は休館日を変更することができる。

(使用期間)

(使用の許可)

第6条 **別表第1**に定める会議室及びホール(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(使用料)

第14条 会議室等の1時間当たりの使用料の額は、**別表第1**の区分により、使用者から徴収する。

2～5 (略)

第4章 削除

第24条から第33条まで 削除

第26条 インキュベート施設の使用期間は、同一使用者について引き続き最長3年とする。ただし、やむを得ない事由により市長が特に必要と認めたときは、最長2年を限度として使用期間を延長することができる。

(使用の許可)

第27条 インキュベート施設を使用しようとする者(以下この章において「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた者が、インキュベート施設の使用を取り消し、又は許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、インキュベート施設の使用を許可する際において施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用者の保管義務)

第28条 使用者の保管義務については、第7条から第11条までの規定を準用する。

(使用の制限)

第29条 使用者の使用の制限については、第12条の規定を準用する。

(使用の許可の取消し)

第30条 使用者は、市長が指示した事項を厳守し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は退館を命じることができる。

(使用料)

第31条 インキュベート施設の使用料の額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定による使用料は、インキュベート施設の利用者から使用を許可した際に徴収する。この場合において、使用を許可した日の属する月から使用料を徴収する。

(使用料の還付)

第32条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用者の申請に基づき、その全部又は一部を還付することができる。

(設備の設置及び費用負担等)

第33条 インキュベート施設の使用に要する通信設備、端末設備及び情報設備その他(以下これらを「通信設備等」という。)の新設工事に要する費用の全額は、使用者の負担とする。

2 インキュベート施設の使用に伴い生ずる電気料金並びに通信設備等にかかる加入料金及び使用料金は、使用者の負担とする。

3 市の責による通信設備等の故障又は破損に伴う費用は、市が負担して修理又は交換を行う。

別表1(第6条・第14条・第31条関係)

単位(円)

階数	使用区分	1時間ごと	1箇月

別表第1(第6条・第14条関係)

単位(円)

階数	使用区分	基本	営利事業、宣伝、その他これに類する目的のために使用する場合

				勝山市民	勝山市民以外
2階	ホール		2,350		
3階	第1会議室		490		
	第2会議室		390		
	第3会議室		490		
	インキ	インキュベートルーム1号室			6,600
	ュベ	ーム1号室			
	ト施設	インキュベートルーム2号室			6,600
		ーム2号室			
	インキュベートルーム3号室			6,600	
	ーム3号室				
2階	ホール		2,350	3,520	4,700
3階	第1会議室		490	730	980
	第2会議室		390	580	780
	第3会議室		490	730	980
	第4会議室		220	330	440
	第5会議室		220	330	440
	第6会議室		220	330	440

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。